

○湯川村議会ハラスメント防止条例

令和8年6月25日条例第10号

改正

令和8年8月26日条例第11号

湯川村議会ハラスメント防止条例

村民から付託を受けた議員は、住民福祉の向上を図ることを基本とするとともに、その役割をしっかりと自覚し、品位を守り村の発展に尽力しなければならない。

ハラスメントは、基本的人権及び尊厳を著しく傷つける人権問題であり、住民福祉及び議会活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

よって、議会は、議員及び職員が個人としての人格を尊重し、相互の信頼を深めることを通して、ハラスメントの根絶及び未然防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員間のハラスメント又は議員から職員へのハラスメントの根絶及び未然防止のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することで、村政の効率的運用に寄与し、もって村民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の職務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する行為をいう。本会議や全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為、若しくはそれらに類する行為も含まれる。

(2) セクシャルハラスメント 異性、同性を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為によりその者の職務環境を害し、不快にさせる行為をいう。

(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に起因することにより勤務することができないこと等を理由とする言動又は制度、措置の利用に関する言動によりその者の職務環境を害する行為をいう。

(4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号、第2号、第3号、第3号の2、及び

第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）、同法第22条の2に規定する会計年度任用職員、その他村の業務に従事する職員をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員間のハラスメント又は議員から職員へのハラスメントに適用する。

（議長の責務）

第4条 議長は、ハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（議員の責務）

第5条 議員は、村民の代表として、村政に携わる機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを認識し、議員間又は職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。

2 議員は、ハラスメントの事実を指摘されたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

（調査及び研修等）

第6条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

（ハラスメント相談窓口の設置）

第7条 議長は、別に定めるところにより、ハラスメントに関する報告及び相談に対応し、その円滑公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置くものとする。

（事実関係の把握）

第8条 議長は、議員又は職員から、ハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、別に定めるところにより、速やかに当該申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない。

2 前項の規定により、申出又は報告をされたときは、議長は議会運営委員会に付託し、ハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

（公表等）

第9条 議長は前条第2項に規定する議会運営委員会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行った議員に対して、指

導、助言、注意その他必要な措置を講ずるとともに、当該ハラスメントを行った議員の氏名その他の公表をしなければならない。

(議長職務の代行)

第10条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは、議員の期数が最も長い者がこの条例に規定する議長の職務を行う。

(被害者等のプライバシーの保護)

第11条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この条例に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。